

報 告 第 2 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

和解について



処 分 書

専 決 第 1 1 号

和解について

送電事故の影響により新居浜市清掃センターの発電設備が停止した事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年7月28日

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 和解の相手方 (1) 香川県高松市丸の内2番5号
 四国電力送配電株式会社
 代表取締役 高 畑 浩 二
 (2) 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
 関西電力送配電株式会社
 代表取締役 白 銀 隆 之

2 事件の概要

令和6年11月9日午後8時22分頃から同日午後11時58分頃にかけて、相手方の過失を起因とした送電事故の影響により、新居浜市清掃センターの発電設備が停止したため、電力の供給を受ける必要が生じ、不測の電気料金が発生した。

3 和解の内容

- (1) 相手方(1)は、新居浜市に対し、新居浜市清掃センターの発電設備が停止した件(以下「本件」という。)による損害賠償金として金76万9,288円を、令和8年9月30日限り、新居浜市の発行する納入通知書により支払う。
- (2) 新居浜市は、相手方(1)から前号の金員を受領のうえは、以後本件に関して、理由の如何を問わず、相手方(1)及び相手方(2)に対して、何らの請求をしない。
- (3) 新居浜市は、この示談の内容及び関連する資料について、相手方(1)が必要に応じ、相手方(2)に提供することを了承する。